

証券コード：3442

株式会社MIEコーポレーション

第17回
定時株主総会
招集ご通知

日時

2024年６月26日（水曜日）
午前10時

場所

桑名市中央町３丁目79番地
くわなメディアライヴ　多目的ホール

決議事項

第１号議案　取締役５名選任の件
第２号議案　監査役１名選任の件

証券コード　3442
2024年６月７日
（電子提供措置開始日）2024年６月４日

株主各位

三重県桑名市大字星川1001番地
株式会社ＭＩＥコーポレーション
取締役社長　中　山　弥　一

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。本定時株主総会の株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）は、電子提供措置をとっておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
http://www.mie-corp.jp/IR_top.php

上記の当社ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「株主総会情報／株式情報」を選択しご覧ください。

【名古屋証券取引所（名証）ウェブサイト】
https://www.nse.or.jp/listing/search/

上記の名証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名」に「ＭＩＥ（すべて全角）」または「コード」に当社の証券コード「3442」を入力・検索し、「適時開示情報」を選択して「株主総会招集通知／株主総会資料」よりご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいまして、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年６月25日（火曜日）午後５時10分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　時　2024年６月26日（水曜日）午前10時

2．場　　所　桑名市中央町３丁目79番地
くわなメディアライヴ　多目的ホール

3．目的事項

報告事項　(1) 第17期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第17期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項　**第１号議案**　取締役５名選任の件
第２号議案　監査役１名選任の件

4．招集にあたっての決定事項

議決権行使書に賛否の表示がない場合の取り扱い
各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の表示意思があったものとしてお取り扱いいたします。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
◎電子提供措置事項について前項に記載の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主に限り、書面でお送りすることになりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表
②計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表
したがって、本招集ご通知の当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前項に記載の当社ウェブサイトおよび名証のウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
◎その他のご案内につきましては、当社のウェブサイト（http://www.mie-corp.jp）に記載させていただきます。当社ウェブサイトより適宜最新情報をご確認くださいますようお願い申しあげます。

事　業　報　告

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による経済への影響が縮小し、社会経済活動の正常化が進みました。一方、地政学的なリスクによる資源価格や原材料価格の高騰、円安基調の継続など依然として先行きは不透明な状況となっております。

当社グループのステンレス製管継手業界につきましては、各業界において設備投資等が積極的に行われたことから需要は堅調に推移しましたが、物価上昇や円安により調達価格は不安定であり、予断を許さない状況が続いております。

このような経営環境の下、2023年度より３年間を長期的な再成長に向けた重要な３年間と位置づけ、新中期経営計画「Planting Seeds for Growth　～成長に向けた種をまこう～」を策定し、既存事業の強靭化を中心として外部環境に左右されない経営体質の構築を目指してまいりました。

その結果、当連結会計年度の連結売上高は、販売価格の上昇により、6,811百万円（前連結会計年度比3.5％増）となりました。また、利益につきましては、利益率の高い受注品の売上増加に伴い売上総利益は1,453百万円（前連結会計年度比6.9％増）となり、営業利益は565百万円（前連結会計年度比13.5％増）とそれぞれ増益となりました。経常利益は、536百万円（前連結会計年度比24.4％増）と増益となりました。なお、親会社株主に帰属する当期純利益は372百万円（前連結会計年度比3.8％増）と増益になりました。

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度において増資および社債の発行はありません。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、工場建屋の修繕、生産設備と検査設備更新が主なもので総額94百万円となりました。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきまして、ステンレス製管継手の需要の増加傾向は一旦落ち着く見通しであります。一方、材料価格の高騰や円安など調達価格は不安定な状態が続いており、引き続き注視が必要です。

このような状況のもと、2025年3月期は、中期経営計画の2期目に当たります。1期目は、既存事業の強靭化と半導体などの成長分野への参入に向けて役員や部長職、若手、中途入社社員などさまざまなメンバーで構成するワーキンググループを組成し、各ワーキンググループが、見積早期化や製造現場の機械化など模索してまいりました。2期目の今期につきましては、造船や脱炭素社会関連など物件受注の拡大と半導体分野など成長分野への取り組み強化に向けて設備投資を行なってまいります。

各部門の重点課題としては、営業部門は、半導体、脱炭素社会関連など成長分野の取り込みによるユーザー向け提案営業の強化による物件受注拡大を目指します。製造・生産管理部門につきましては、工場稼働率を改善し、生産性向上と原価低減を目指します。品質保証部門につきましては、顧客ニーズに対応し得るより高度な品質水準の追求と検査体制の構築をしてまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

（単位：百万円）

区　　分	第 14 期 (2021年３月期)	第 15 期 (2022年３月期)	第 16 期 (2023年３月期)	第 17 期 (当連結会計年度) (2024年３月期)
売上高	4,838	5,697	6,579	6,811
経常利益	195	252	431	536
親会社株主に帰属する当期純利益	153	189	358	372
１株当たり当期純利益（円）	127.88	157.47	298.08	309.54
総資産	6,471	6,782	7,273	8,366
純資産	1,481	1,685	2,068	2,470

（注）１．第17期（当連結会計年度）における営業成績の要因は、「事業の経過および成果」に記載のとおりであります。
２．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

(6) 重要な子会社等の状況

①重要な子会社等の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ＭＩＥテクノ	300,000千円	100.0%	管継手・フランジの製造および販売
株式会社ＭＩＥフォワード	30,000	(100.0)	製品の梱包・出荷業務
株式会社中部マテリアルズ	40,000	90.0	管工機材の販売

（注）（　）内の数字は、当社子会社等による所有を含んでおります。

②事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社ＭＩＥテクノ	三重県桑名市大字星川1001番地	1,113百万円	1,280百万円

(7) 主要な事業内容（2024年３月31日現在）

①当社

管継手、フランジ、プレハブ配管加工等の製造および販売の事業会社の株式を所有することによるグループ連結経営の立案と実行

②当社グループ

下記製品の製造および販売

管　　継　　手	ステンレス・チタン・アルミニューム合金鋼製突合せ溶接式管継手、 ねじ込み式管継手、高圧管継手、グリップ式屋内配管継手（ミエグリップ）、 かしめ工具
フ　ラ　ン　ジ	ステンレス鋼製、チタン鋼製、その他
プレハブ配管加工	工場配管用、水処理設備用、その他

(8) 主要な事業所および工場（2024年３月31日現在）

①当社

本社　三重県桑名市

②子会社等

会　　社　　名	所　　在　　地
株式会社ＭＩＥテクノ	三重県桑名市、東京都、大阪府
株式会社ＭＩＥフォワード	三重県桑名市
株式会社中部マテリアルズ	愛知県名古屋市、東京都、大阪府

(9) 従業員の状況（2024年３月31日現在）

区　　分	従　業　員　数	前年度末比増減
男　　性	106名	５名増
女　　性	28	２名減
合　　計	134	３名増

（注）従業員には、パートタイマー（３名）は、含まれておりません。

(10) 主要な借入先（2024年３月31日現在）

借　　入　　先	借　　入　　額
シ　ン　ジ　ケ　ー　ト　ロ　ー　ン	3,162百万円

（注）シンジケートローンは、株式会社三菱ＵＦＪ銀行を幹事とする計８行の協調融資によるものであります。

2．会社の株式に関する事項（2024年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　3,000千株

(2) 発行済株式の総数　1,209千株（自己株式4,197株を含む）

(3) 株主数　744人

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
ＭＩＥグループ取引先持株会	221千株	18.39%
イシグロ株式会社	65	5.46
株式会社諸戸ホールディングス	61	5.14
株式会社ごっこ	60	5.01
株式会社ベンカン機工	60	4.98
株式会社中京銀行	54	4.53
矢野順治	45	3.74
設楽真吾	34	2.83
株式会社大一商会	28	2.32
公益財団法人岐阜鋳物会館	27	2.29

（注）持株比率は、自己株式（4,197株）を控除して算出しております。

3．会社役員に関する事項（2024年３月31日現在）

(1) 取締役および監査役

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	中山弥一	株式会社ＭＩＥテクノ　代表取締役社長 株式会社ＭＩＥフォワード　代表取締役社長
代表取締役副社長	岡和明	管理本部長兼経営企画部長 株式会社ＭＩＥテクノ　代表取締役副社長 総務経理部担任兼企画全般
取締役	林幸広	株式会社中部マテリアルズ　代表取締役社長
取締役	池田利彦	中央朝日コンサルティング株式会社　代表取締役 税理士法人中央朝日　代表社員
取締役	大杉啓	セレンディップ・テクノロジーズ株式会社　取締役
常勤監査役	宮島康暢	
監査役	岡本知彦	株式会社岡本　代表取締役
監査役	諸戸清光	株式会社諸戸ホールディングス　代表取締役

（注）１．取締役池田利彦氏および大杉啓氏は、社外取締役であります。
２．監査役岡本知彦氏および諸戸清光氏は、社外監査役であります。
３．取締役池田利彦氏、大杉啓氏および監査役岡本知彦氏、諸戸清光氏を株式会社名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。
４．監査役宮島康暢氏は、中小企業診断士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 当事業年度中の取締役および監査役の異動

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役池田利彦氏および大杉啓氏、社外監査役岡本知彦氏および諸戸清光氏と会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は480万円と法令の定める最低限度額といずれか高い額となります。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社および当社子会社等の取締役および監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その保険料を全額当社が負担しております。被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。

(5) 取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	支給人数	報酬等の総額	
			基本報酬
取締役 （うち社外取締役）	3名 （2名）	30,735千円 （6,600千円）	30,735千円 （6,600千円）
監査役 （うち社外監査役）	3名 （2名）	12,300千円 （6,600千円）	12,300千円 （6,600千円）
合計 （うち社外役員）	6名 （4名）	43,035千円 （13,200千円）	43,035千円 （13,200千円）

（注）取締役のうち２名は無報酬であり、上記の支給人数には含まれておりません。

①取締役および監査役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬額は、2008年６月開催の第１回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を月額総額400万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人給与分を含まない。）。当該定時株主総会終結時の取締役の員数は３名です。

当社監査役の報酬額は、2008年６月開催の第１回定時株主総会において、監査役の報酬限度額を月額総額120万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時の監査役の員数は３名です。

②取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

当社は、役員報酬制度をコーポレートガバナンスにおける重要事項と位置づけ、企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることができる、適切、公正かつバランスのとれたものとすることを基本方針とします。取締役の基本報酬につきましては、月例の固定報酬とし、基本方針に則り役位・職責に応じて総合的に勘案して決定しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役会の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものと判断します。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬は、株主総会でご承認いただいた報酬限度額の範囲内で支払います。その報酬額は、取締役会にて独立役員が適切な関与、助言を行い、審議を経て委任を受けた代表取締役社長中山弥一氏が各取締役の職位、業績に対する貢献度を総合的に勘案して決定しています。なお、同氏に委任した理由は、当社グループをとりまく環境や経営状況等を当社グループにおいて最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであり、独立役員が適切に関与した取締役会の審議を経て決定されていることから、恣意的な決定はなされず権限が適切に行使されており、決定方針に沿うものと判断します。

(6) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

取締役池田利彦氏が代表取締役を務める中央朝日コンサルティング株式会社と代表社員を務める税理士法人中央朝日と当社との間には、取引その他特別な関係はありません。

取締役大杉啓氏が取締役を務めるセレンディップ・テクノロジーズ株式会社と当社との間には、取引その他特別な関係はありません。

監査役岡本知彦氏が代表取締役を務める株式会社岡本と当社との間には、取引その他特別な関係はありません。

監査役諸戸清光氏が代表取締役を務める株式会社諸戸ホールディングスと当社との間には、取引その他特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　　名	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	池　田　利　彦	当事業年度開催の取締役会９回全てに出席し、必要に応じ公認会計士としての専門的知見からの発言を行っております。 法的な観点から経営全般について、健全性を監督する重要な役割を果たしております。
社外取締役	大　杉　　啓	当事業年度開催の取締役会９回全てに出席し、必要に応じコンサルティング会社での実務経験による幅広い見識からの発言を行っております。 中期経営計画の戦略テーマ実現に向けた活動において、進捗状況を監督する重要な役割を果たしております。
社外監査役	岡　本　知　彦	当事業年度開催の取締役会９回全てに出席、監査役会８回全てに出席し、必要に応じ長年企業経営に携わり幅広い見識からの発言を行っております。
社外監査役	諸　戸　清　光	当事業年度開催の取締役会９回のうち６回、監査役会８回のうち５回に出席し、必要に応じ当地区を代表する経営者としての幅広い見識からの発言を行っております。

4．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

かがやき監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

①当社が支払うべき報酬等の額	22,500千円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,500千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、①の金額は金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬額に同意いたしました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に該当すると判断した時は、監査役全員の同意をもって会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況から、若しくはより高い監査受託能力を有する会計監査人に変更することが合理的であると判断した時は、再任・不再任の決定を行う方針です。

そして監査役会はその必要があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

5．業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

①グループ役職員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

・当社およびグループ各社役職員は、「ＭＩＥコンプライアンス宣言」・定款・企業倫理規程をはじめとする諸規程を遵守する他、法令および社会規範の遵守を行動規範とします。

・当社およびグループ各社の役職員への企業倫理意識の浸透とその実行の徹底を図るため、グループリスク管理委員会においてコンプライアンスへの取り組みを横断的に統括することとします。

・当社およびグループ各社における法令遵守の観点から、これに反する行為等を早期に発見し是正するため、グループ役職員が利用できる「内部通報制度」を活用します。

②グループ役職員の職務の遂行に係る情報の保存および管理に関する事項
・役職員は、職務の遂行に係る文書（電磁的記録を含む）およびこれに関する資料を社内規程に従い保管します。
・取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとします。
・内部監査人は、必要に応じて、これらの資料を閲覧できるものとします。
③グループ役職員の情報セキュリティの確保と管理に関する事項
・当社およびグループ各社は、情報資産を保護するために、情報セキュリティ体制の維持・改善に取り組みます。
・ステークホルダーから得た機密情報は明確に識別するとともに、漏洩予防を徹底します。
・ステークホルダーに対して開示する情報に虚偽や改ざんがないように、コンピュータへのアクセス管理等を徹底し、内外からの不正行為の防止を図ります。
④グループ各社の損失・危機の管理に関する規程とその体制
・リスクの管理等に関しては、グループリスク管理委員会を活用することとします。
・グループリスク管理委員会は、グループリスク管理委員会規程により個々のリスク（経営戦略・業務運営・環境・災害等のリスク）の責任部署を定めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理するべく活動します。
⑤グループ各社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
・取締役会は、役職員が共有する中期経営計画および年度計画を定めるとともに、各部門の具体的目標および効率的な達成の方法を定めます。
・取締役会は、目標達成のために定期的に進捗状況をレビューし、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムの構築・維持に努力するものとします。
・当社は、グループ経営会議を開催し、グループ各社は目標達成のための戦略策定と進捗状況の報告を行います。
⑥グループ企業集団における業務の適正を確保するための体制およびグループ各社の取締役の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制
・当社およびグループ各社の業務の適正を確保するため、グループ全体のガバナンス体制、内部監査体制を維持します。
・当社およびグループ各社を対象とした内部監査を実施し、監査結果は速やかに当社社長、取締役会および監査役会へ報告します。
⑦監査役・内部監査人から補助使用人を置くことを求められた場合の、当該補助使用人の独立性の確保に関する事項
・監査役・内部監査人は、監査にあたり当社およびグループ各社の役職員を指名し監査業務に必要な事項を指示することができるものとします。
・監査業務の指示を受けた役職員は、取締役等上長からの指揮命令を受けないものとします。
⑧グループ役職員から報告を受けたものが監査役に報告する体制
・グループ役職員は、業務・財務に重要な影響を与える恐れがある事実を発見した時、法令または定款に違反する行為および定款に違反する恐れを発見した時は、速やかに当社取締役、各グループ会社の担当部署に通報いたします。通報を受けた事項のうち監査役の職務の執行に必要なものは、速やかに報告します。
・内部監査部門は、当社とグループ会社の内部監査の実施状況について当社監査役に報告します。
・当社監査役は、必要に応じ通報者を含むグループ各社の役職員を監査役会に出席させ説明を求め調整を行います。
・通報者は、特定されないように配慮されること、また通報したことを理由として人事その他あらゆる面での不利益をこうむることの無いように対応します。

⑨監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・当社およびグループ各社の役職員は「監査役監査基準」「内部監査規程」等の諸規程に則って監査が円滑に行われるように協力し、その実効性を確保します。
・社長は、監査役・内部監査人との間で定期的な意見の交換の場を設けるものとします。
⑩内部監査人と監査役・外部監査人との協力体制
・内部監査人は、監査役・外部監査人との円滑な関係を築くために、監査情報の提供・年次監査計画の報告・内部監査基準を遵守していることを保証する資料の提供等を適切に行うこととします。また必要に応じ、いつでも報告を求めることおよび重要事項について報告します。
⑪監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理にかかわる方針に関する事項
・監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払、償還の手続きその他生じる費用を求めた場合は、担当部門において審議の上、当該監査役の職務の執行に必要でないと証明された場合を除き、速やかに当該費用の支払いを行います。

(2) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①コンプライアンス体制について
・当社グループは、グループ役職員全員に配布した「コンプライアンス宣言」カードにて企業倫理および主要社内ルールの教育を行い法令および定款を遵守するための取り組みを継続的に行っています。また、内部通報制度を運用することで、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営の実効性向上を行っています。
②リスク管理体制
・グループリスク管理委員会を年４回開催し、法令・社内規程等の遵守、日常業務において生じ得るリスクの抽出・評価を行い、リスク毎の対応策を協議しました。又グループ会社の業務運営、経営管理の適正を確保するため定期的にグループ経営会議を開催し、グループ会社の代表取締役から経営状況の報告を受け、現状把握を行いました。
③内部監査
・監査部は、内部監査規程に従って内部監査基本計画書を作成し、当社並びにグループ会社の各部門について内部監査を実施いたしました。当社と当社グループにおける業務全般が諸規程、手順書に則り処理されているかを監査し、その結果については各取締役、監査役に報告し、改善が必要と認められる場合は再発防止策を講じました。

６．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業の発展と経営基盤の強化のための内部留保を総合的に勘案し、株主の皆様に対し安定的かつ継続的な利益還元を実施することを基本方針としております。また、会社法第459条第１項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行なう旨、当社定款に定めております。

当期の期末配当金につきましては、2008年3月期から無配を継続しておりましたが、業績が堅調に推移し復配に向けた環境が整ったものと判断し、１株当たり20円といたしました。

今後とも株主の皆様のご期待に沿うべく努力をしてまいります。

（注）本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率の表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

（2024年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**5,465,355**	**流動負債**	**4,076,468**
現金及び預金	971,526	支払手形及び買掛金	754,757
受取手形	714,757	短期借入金	2,740,000
売掛金	1,040,297	一年内返済長期借入金	146,230
電子記録債権	985,149	未払金	47,071
棚卸資産	1,677,763	未払法人税等	106,120
その他	77,826	賞与引当金	92,450
貸倒引当金	△1,966	リース債務	27,342
		その他	162,496
固定資産	**2,901,277**	**固定負債**	**1,819,601**
有形固定資産	**2,586,896**	長期借入金	1,041,945
建物及び構築物	275,835	繰延税金負債	2,467
機械装置及び運搬具	107,285	再評価に係る繰延税金負債	565,868
土地	2,100,782	退職給付に係る負債	121,687
リース資産	83,583	リース債務	64,623
その他	19,410	資産除去債務	19,410
		その他	3,600
		負債合計	**5,896,070**
無形固定資産	**11,028**	（純資産の部）	
ソフトウェア	8,389	**株主資本**	**1,338,232**
その他	2,638	**資本金**	**500,000**
		資本剰余金	**226,399**
		利益剰余金	**617,110**
		自己株式	**△5,277**
投資その他の資産	**303,352**	**その他の包括利益累計額**	**1,105,182**
投資有価証券	205,014	**その他有価証券評価差額金**	**66,282**
会員権	18,570	**土地再評価差額金**	**1,036,081**
繰延税金資産	73,295	**為替換算調整勘定**	**2,818**
その他	14,372	**非支配株主持分**	**27,146**
貸倒引当金	△7,900	**純資産合計**	**2,470,562**
資産合計	**8,366,632**	**負債及び純資産合計**	**8,366,632**

連結損益計算書

（2023年４月１日から2024年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**6,811,723**
売上原価		**5,358,239**
売上総利益		**1,453,483**
販売費及び一般管理費		**888,116**
営業利益		**565,366**
営業外収益		
受取利息及び配当金	8,338	
設備賃貸料	4,130	
受取手数料	1,000	
為替差益	4,867	
補助金収入	1,000	
その他	2,460	21,796
営業外費用		
支払利息	28,428	
手形売却損	4,262	
支払手数料	14,045	
持分法による投資損失	2,283	
その他	1,248	50,268
経常利益		**536,895**
特別利益		
投資有価証券売却益	16,582	
その他	925	17,507
特別損失		
投資有価証券評価損	2,784	
その他	120	2,905
税金等調整前当期純利益		**551,496**
法人税、住民税及び事業税	176,507	
法人税等調整額	△4,215	172,291
当期純利益		**379,205**
非支配株主に帰属する当期純利益		6,664
親会社株主に帰属する当期純利益		**372,540**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年５月22日

株式会社ＭＩＥコーポレーション
　取締役会　御中

かがやき監査法人
　名古屋事務所

指定社員 業務執行社員　公認会計士　林　　幹根
指定社員 業務執行社員　公認会計士　肥田晴司

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ＭＩＥコーポレーションの2023年４月１日から2024年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社MIEコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸借対照表

（2024年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	98,502	流動負債	118,005
現金及び預金	97,042	短期借入金	100,000
前払費用	850	未払金	2,846
未収入金	240	未払法人税等	3,645
その他	368	未払消費税等	4,277
		未払費用	992
固定資産	1,182,010	賞与引当金	5,090
投資その他の資産	1,182,010	預り金	1,153
投資有価証券	67,177	固定負債	2,521
関係会社株式	1,114,707	退職給付引当金	54
その他	125	繰延税金負債	2,467
		負債合計	120,527
		（純資産の部）	
		株主資本	1,127,426
		資本金	500,000
		資本剰余金	589,104
		資本準備金	125,000
		その他資本剰余金	464,104
		利益剰余金	41,516
		その他利益剰余金	41,516
		繰越利益剰余金	41,516
		自己株式	△3,194
		評価・換算差額等	32,559
		その他有価証券評価差額金	32,559
		純資産合計	1,159,986
資産合計	1,280,513	負債及び純資産合計	1,280,513

損 益 計 算 書

（2023年４月１日から2024年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
営業収益		**212,772**
販売費及び一般管理費		**121,178**
営業利益		**91,593**
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,860	
その他	4	1,864
営業外費用		
支払利息	641	641
経常利益		**92,816**
特別利益		
投資有価証券売却益	16,582	16,582
税引前当期純利益		**109,398**
法人税、住民税及び事業税	19,593	
法人税等調整額	4,460	24,054
当期純利益		**85,343**

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年５月22日

株式会社ＭＩＥコーポレーション
　取締役会　御中

かがやき監査法人
　名古屋事務所

指定社員 業務執行社員　公認会計士　林　　幹根

指定社員 業務執行社員　公認会計士　肥田晴司

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＭＩＥコーポレーションの2023年４月１日から2024年３月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2023年４月１日から2024年３月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門を含む使用人及び会計監査人と緊密な意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
①取締役会その他重要な会議等に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図ると共に、子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」といいます。）について、取締役、内部監査部門及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証（監査計画概要書の確認、期末現物照合実査・実地棚卸監査立会い等）するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を、「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果
(1) 事業報告等の監査結果
①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人かがやき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人かがやき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年５月23日

株式会社ＭＩＥコーポレーション監査役会
常勤監査役　宮　島　康　暢　㊞
社外監査役　岡　本　知　彦　㊞
社外監査役　諸　戸　清　光　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　取締役５名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（５名）の任期が満了となりますので、取締役５名の選任をお願いするものであります。

なお、コーポレート・ガバナンスを充実させ、経営の透明性を高めるため５名のうち２名は社外取締役候補者としております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	中山弥一（なかやまやいち） (1965年６月30日生)	1995年３月　三重ホーロー株式会社（現(株)ＭＩＥテクノ）入社 2005年11月　同社営業部長兼東京支店長 2011年６月　同社取締役 2017年４月　同社代表取締役社長（現任） 2017年６月　当社取締役 2020年４月　当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ＭＩＥテクノ　代表取締役社長 株式会社ＭＩＥフォワード　代表取締役社長	4,300株
	取締役候補者とした理由 中山弥一氏は、グループの中核企業(株)ＭＩＥテクノ営業部門に携わり豊富な経験と実績を有しております。2017年４月に同社代表取締役社長、2017年６月より当社取締役、2020年４月に当社代表取締役社長に就任し、当社グループ経営に貢献しております。これらの経験と実績を当社の経営に反映していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。		
2	岡和明（おかかずあき） (1954年２月８日生)	1977年４月　株式会社東海銀行（現(株)三菱ＵＦＪ銀行）入行 2013年５月　当社入社管理本部顧問 2013年６月　株式会社ＭＩＥテクノ取締役 2013年６月　当社取締役常務執行役員管理本部長兼経営企画部長兼監査部長 2016年４月　当社取締役常務執行役員管理本長兼経営企画部長 2017年４月　株式会社ＭＩＥテクノ取締役副社長執行役員 2019年６月　当社取締役副社長執行役員 2020年４月　株式会社ＭＩＥテクノ代表取締役副社長 総務経理部担任兼企画全般（現任） 2020年４月　当社代表取締役副社長 管理本部長兼経営企画部長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ＭＩＥテクノ　代表取締役副社長	3,900株
	取締役候補者とした理由 岡和明氏は、金融機関における豊富な経験と実績を有しております。また、当社へ入社後は、当社グループの企画部門を中心に携わり、2020年４月に当社と(株)ＭＩＥテクノ代表取締役副社長に就任し当社グループ経営に貢献しております。引き続きこれらの経験と実績を当社の経営に反映していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	林 幸広（はやし ゆきひろ） (1969年８月24日生)	1994年10月　株式会社ヨンゴー入社 2000年６月　株式会社中部マテリアルズ転籍大阪支店長 2013年７月　同社取締役大阪支店長 2015年４月　同社代表取締役社長（現任） 2020年６月　当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社中部マテリアルズ　代表取締役社長	2,600株
	取締役候補者とした理由 林幸広氏は、株式会社ヨンゴー（現(株)中部マテリアルズ）に入社し、当社グループの商社部門で管工機材の販売を担い2015年４月より代表取締役社長に就任しました。引き続きこれらの経験と実績を当社の経営に反映していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。		
4	池田 利彦（いけだ としひこ） (1958年７月28日生)	1981年４月　日本電装株式会社（現(株)デンソー）入社 2003年９月　中央コンサルティング株式会社（現中央朝日コンサルティング(株)）代表取締役（現任） 2014年６月　当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 中央朝日コンサルティング株式会社　代表取締役 税理士法人中央朝日　代表社員	0株
	社外取締役候補者とした理由等および期待される役割等 池田利彦氏は、公認会計士としての専門的見地に加え、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、経営経験者として専門的な目線から経営全般の監督機能やコンプライアンスの機能の強化のため尽力いただくことを期待します。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって10年となります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	大杉　啓（おおすぎ　さとる） (1974年１月21日生)	2000年10月　有限責任監査法人トーマツ名古屋事務所入所 2018年９月　大杉啓公認会計士事務所開業 2018年11月　セレンディップ・コンサルティング株式会社（現セレンディップ・ホールディングス(株)）入社 2018年12月　株式会社サンテクト（現セレンディップ・テクノロジーズ(株)）取締役 2019年６月　当社社外取締役（現任） 2020年７月　株式会社エムジエク（現セレンディップ・テクノロジーズ(株)）取締役 2021年11月　セレンディップ・テクノロジーズ株式会社代表取締役 2023年６月　同社取締役（現任） （重要な兼職の状況） セレンディップ・テクノロジーズ株式会社　取締役	0株
	社外取締役候補者とした理由等および期待される役割等 大杉啓氏は、公認会計士としての豊富な経験とコンサルティング知識を経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、経営計画の進捗状況について監督し取締役会で発言いただくことを期待します。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって５年となります。		

（注）１．各取締役候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

２．池田利彦氏および大杉啓氏は、社外取締役候補者であり株式会社名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。

３．当社は、社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、社外取締役池田利彦氏および大杉啓氏と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は480万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。社外取締役池田利彦氏および大杉啓氏の再任が承認された場合は、上記契約を継続する予定であります。

４．当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約に基づき被保険者となります。当該保険契約の概要等は、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。なお当該保険契約の保険料は、当社が全額負担しており、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第２号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役１名の任期が満了となりますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
諸戸清光（もろときよみつ） (1972年5月29日生)	1999年１月　諸戸林業株式会社（現(株)諸戸ホールディングス）入社 2012年６月　当社社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社諸戸ホールディングス　代表取締役	0株
社外監査役候補者とした理由等 諸戸清光氏につきましては、当地区を代表する経営者としての幅広い見識を有し、当社に対する客観的な立場から経営を監査していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年となります。		

（注）１．候補者と当社の間には、特別な利害関係はありません。

２．諸戸清光氏は、社外監査役候補者であり、株式会社名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。

３．諸戸清光氏は、当社との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、480万円と法令の定める最低限度額といずれか高い額となります。諸戸清光氏の再任が承認された場合には、当社は上記契約を継続する予定であります。

４．当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、候補者の選任が承認された場合、当該保険契約に基づき被保険者となります。当該保険契約の概要等は、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。なお当該保険契約の保険料は、当社が全額負担しており、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以　上

＜ご参考＞

第１号議案（取締役選任）、第２号議案（監査役選任）をご承認いただいた場合の体制

取締役会による的確かつ迅速な意思決定が可能な員数および取締役会全体としての知識・経験・能力・バランスを考慮しつつ、経営計画の実現に向けたスキルを持つ候補者を指名しております。

【各取締役および監査役のスキルマトリックス】

氏名	当社における地位	社外	取締役および監査役が有している能力					
			企	財	マ	法・リ	人	国
中山弥一（なかやまやいち）	代表取締役社長		●		●	●		●
岡和明（おかかずあき）	代表取締役副社長		●	●			●	●
林幸広（はやしゆきひろ）	取締役		●		●		●	●
池田利彦（いけだとしひこ）	社外取締役	●	●	●		●		
大杉啓（おおすぎさとる）	社外取締役	●	●	●		●	●	
宮島康暢（みやじまやすのぶ）	監査役（常勤）			●				
岡本知彦（おかもとともひこ）	社外監査役	●	●					
諸戸清光（もろときよみつ）	社外監査役	●	●					

企…企業経営

財…財務・会計

マ…マーケティング

法・リ…法務、リスクマネジメント

人…人事、労務

国…国際性・多様性

定時株主総会会場のご案内

会　場　　桑名市中央町３丁目79番地
くわなメディアライヴ 多目的ホール
電　話　０５９４－２３－１８８１

